

東かがわ市告示第**79**号

東かがわ市デジタル地域ポイント事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市デジタル地域ポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわ市（以下「市」という。）が発行するデジタル地域ポイント（以下「ポイント」という。）の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 ポイントを利用した各種サービス（以下「利用者サービス」という。）を利用する者をいう。
- (2) 参加店舗 利用者がポイントを利用できる店舗等及び市が設置する公共施設等をいう。
- (3) 利用者端末 利用者サービスにおいて認証等に利用される利用者のスマートフォンその他の情報通信機器の総称をいう。
- (4) ポイント取引 利用者が参加店舗から物品、サービス等の商品又は役務の提供を受けた場合に、その代金等をポイントで決済することをいう。

(事業主体及び事業の委託)

第3条 ポイント事業の実施主体は、市とする。

2 市は、ポイント事業の総合的な運用及び保守管理を適当と認める事業者等に委託することができる。

(ポイントの名称及び価値)

第4条 ポイントの名称は、東かがわ市デジタル地域ポイントとし、その価値は1ポイント当たり1円とする。

(ポイントの発行者等)

第5条 ポイントの発行及び管理は、市が行うものとする。

(ポイントの発行額)

第6条 ポイントの一会計年度における発行額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(ポイントの付与対象とする活動等)

第7条 市がポイントを付与する活動等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が実施する事業等への参加
- (2) 市が指定するボランティア活動及びコミュニティ活動
- (3) 市が指定するイベントへの参加
- (4) 市が指定する研修への参加
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が適当と認める活動等

(ポイントの付与基準)

第8条 ポイントの付与基準は、次の各号に掲げるポイントの区分に応じて、当該各号に定めるものとする。

- (1) 300ポイント 2時間以上の活動時間を必要とするもの、又は政策上の必要性が高いもの
- (2) 100ポイント 2時間未満の活動時間を必要とするもの、又は政策上の必要性があるもの
- (3) 50ポイント 研修会等への参加
- (4) 10ポイント アンケートへの回答その他簡易なもの
(ポイントの付与方法)

第9条 ポイントの付与は、市が指定する次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 前条に定める活動等を行った利用者が、利用者端末を用いて、市が指定する二次元コードを読み取る方法
- (2) 前条に定める活動を行った利用者に対して、市が一括で付与する方法
(ポイントの有効期限)

第10条 ポイントの有効期限は、ポイントを最後に取得又は利用した日から1年以内とする。
(ポイントの利用等)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる方法によりポイントを利用することができる。

- (1) ポイント取引に利用する方法
- (2) 他の利用者に贈る方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方法

2 前項第1号の規定にかかわらず、利用者は、次に掲げるものはポイント取引としてポイントを利用することができないものとする。

- (1) 現金への換金
- (2) その他市長がポイントの利用として適当でないと認めるもの
(ポイントの精算)

第12条 ポイント取引により支払を受けた参加店舗は、当該支払に係るポイントについて、1ポイント当たり1円に換算した額により精算を受けることができる。
(禁止事項)

第13条 何人もポイントを偽造し、不正に利用し、又は転売してはならない。
(免責事項)

第14条 市は、ポイント事業において利用者に損害が生じた場合、この告示に別に定めがあるもののほか、市に故意及び重大な過失がない場合は、責任を負わないものとする。
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。